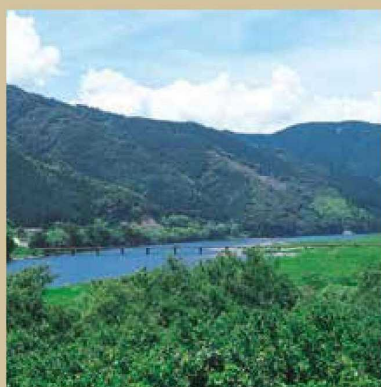


重点地域における 許可制度のあらまし



令和3年3月1日施行

高知県

はじめに

四万十川について

四万十川は、津野町北西部の不入山いらずやま（標高1,336m）の中腹を源流点とし、蛇行を繰り返しながら多くの支流（319本）を集めて大河となり、四万十市で土佐湾に注いでいます。

源流から河口までの川の長さは196km（全国11位）、流域の面積は2,186㎢（全国27位）の一級河川であり、流域には約9万人の人々が生活をしています。

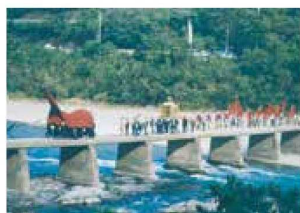
四万十川は、自然のままの姿を多くとどめ、日本の原風景ともいえる風情を残しながら、流域の人々に多くの恵みを与えています。また、地域固有の生活や文化、歴史が四万十川と密接にかかわり、流域の人々の暮らしや心の中にしっかりと根付きながら脈々と伝えられています。これらは、いずれも高知県の貴重な財産となっています。



四万十川条例について

高知県では、四万十川の保全を進めることで、その価値をいっそう高め、四万十川を生かした流域の振興を目指し、環境をテーマとした魅力ある地域づくり、誇りある地域づくりを進めるため、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例を平成13年3月に制定しました。

条例に基づき、四万十川と一体的な生態系・景観を形成している地域などを、保全のための方策を重点的に行う「重点地域」として指定しています。



また、重点地域内で行われるさまざまな行為について「許可制度」を設け、自然環境や景観に配慮していただくための基準を定めています。（平成18年10月1日施行）

この基準に沿った行為を行っていただくことにより、自然環境や文化的な景観が保全され、そのことが流域の振興につながることを期待しています。

許可制度の改正概要

許可基準の植栽にかかる記載に対し、「在来種」を追加しました。

【背景】

平成30年4月の規則改正により、周辺の景観と調和するよう植栽や木柵等による修景（遮蔽）を許可基準に追加し、許可制度を運用してきました。しかしながら、植栽樹種の選定において外来種による修景の計画が申請されるなど、生態系配慮の面での対策が必要となりました。

【ポイント】

植栽にかかる記載（植栽、緩衝帯、緑地）に対し、「在来種」の表現を追加
（施行規則 第22条第2項、第22条第3項、第28条第2項、第28条第3項）

なお、樹種については、流域内でも地域によって植生が異なり、指定することでかえって周辺景観との調和を妨げる可能性があるため、現行どおり運用上での例示とします。

対象行為：鉱物の堀採・土石の採取、土地の形状変更、建築物、工作物の新築、増築、改築又は移転、屋外における物品の集積又は貯蔵

規制河川：四万十川本川及び主要5支川

規制区域：回廊地区及び保全・活用地区

規制規模：施行規則第25条及び第29条による（変更無）

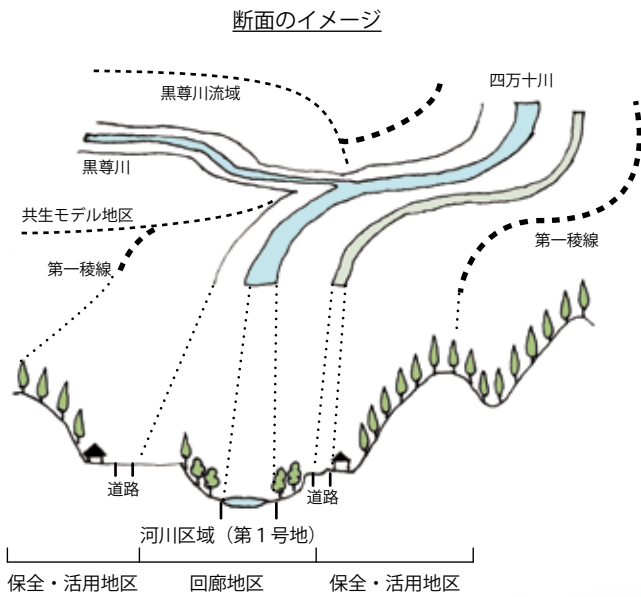
重点地域

清流・水辺・生き物回廊地区(回廊地区)

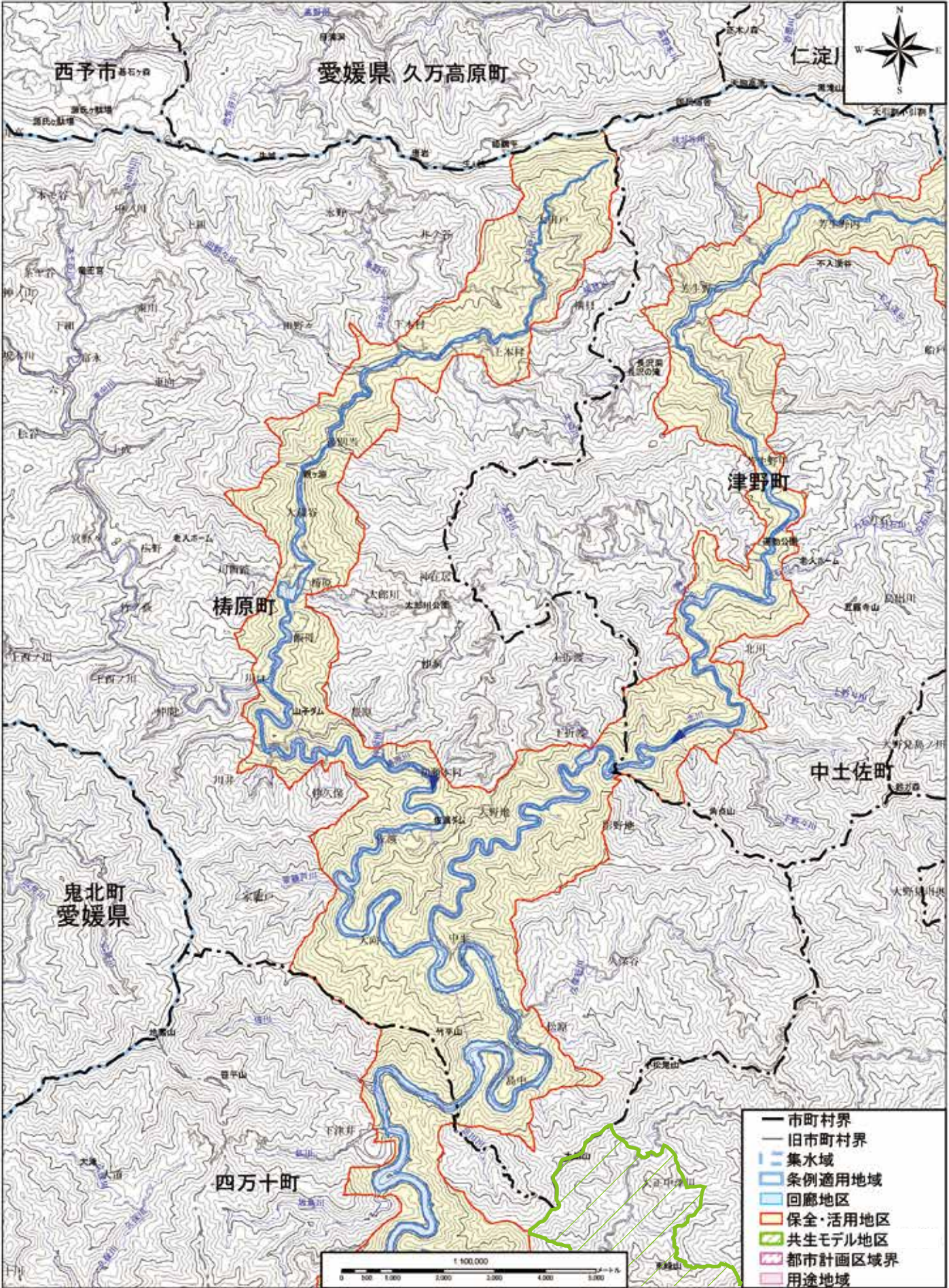
四万十川の生態系や景観を保全することが特に重要な地区で、本川と主要支川から川に沿って存在する道路や鉄道で区切られる区間を指定しています。

景観保全・森林等資源活用地区(保全・活用地区)

回廊地区と一体的な生態系や景観を保全し、森林や農地などの活用と調和を図る地区で、本川と主要支川に一番近い尾根までを基本とし、回廊地区は除き指定しています。



栲原町



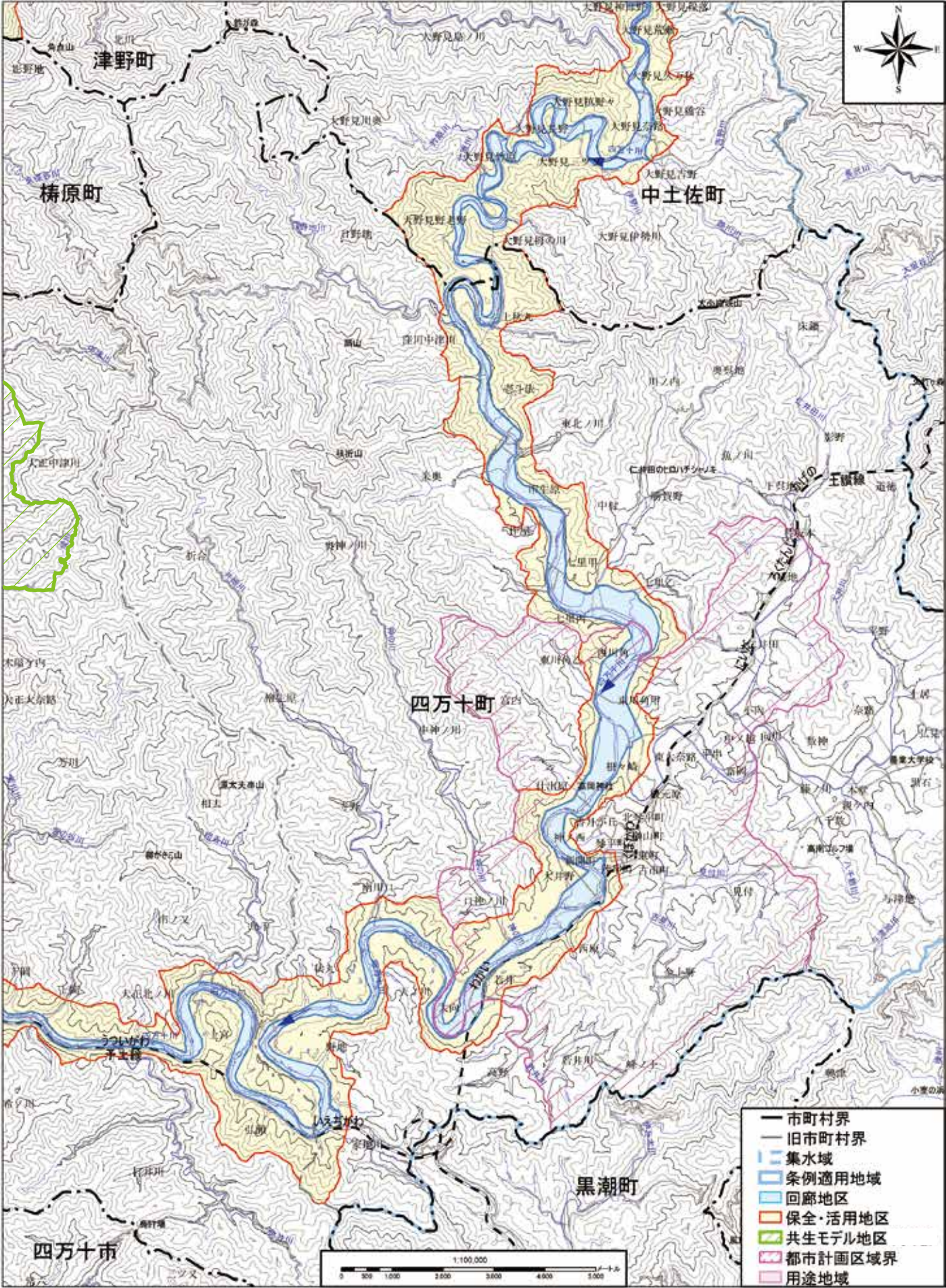
津野町 (旧東津野村)



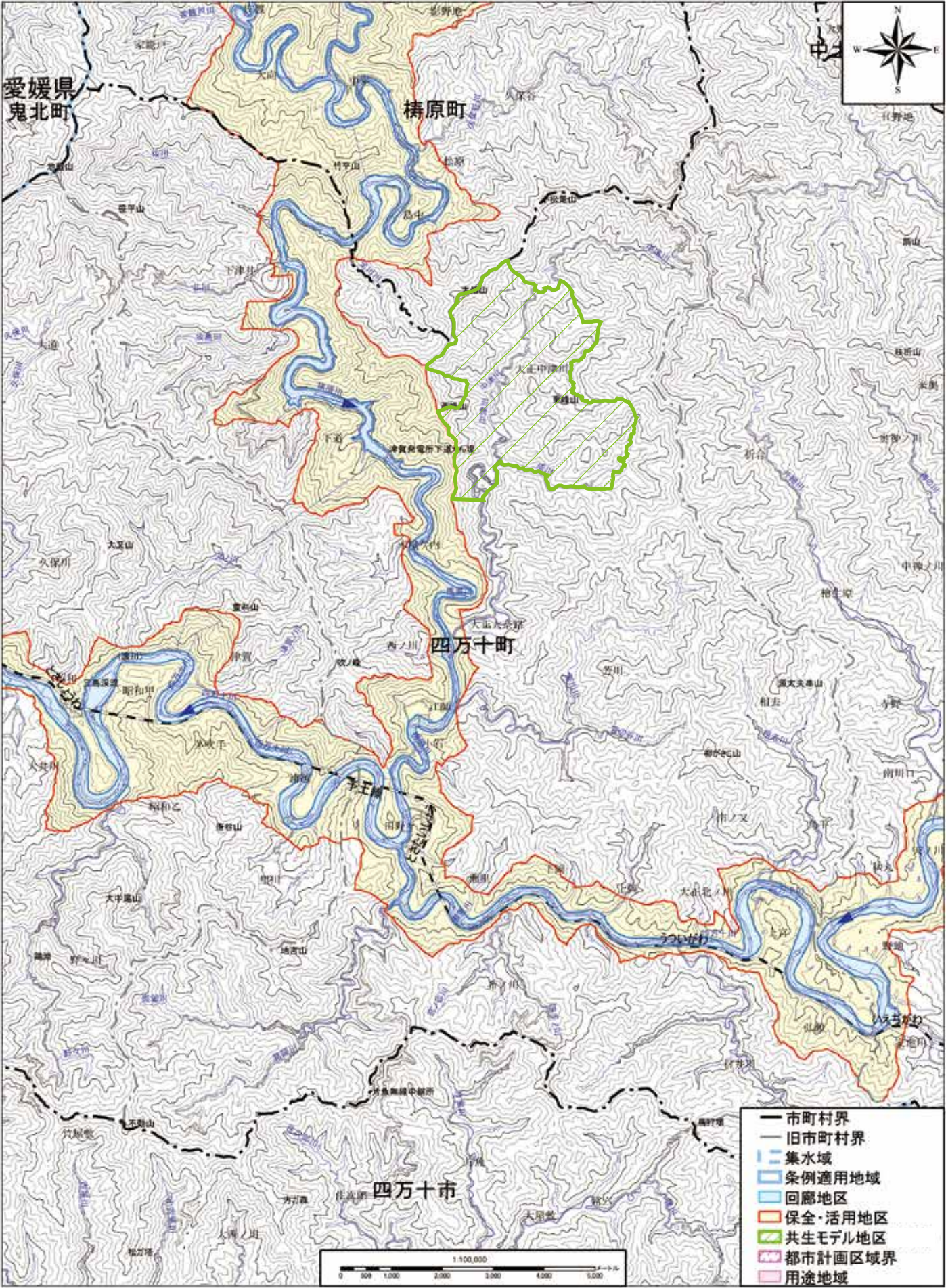
中土佐町 (旧大野見村)



四万十町 (旧窪川町)



四万十町 (旧大正町)



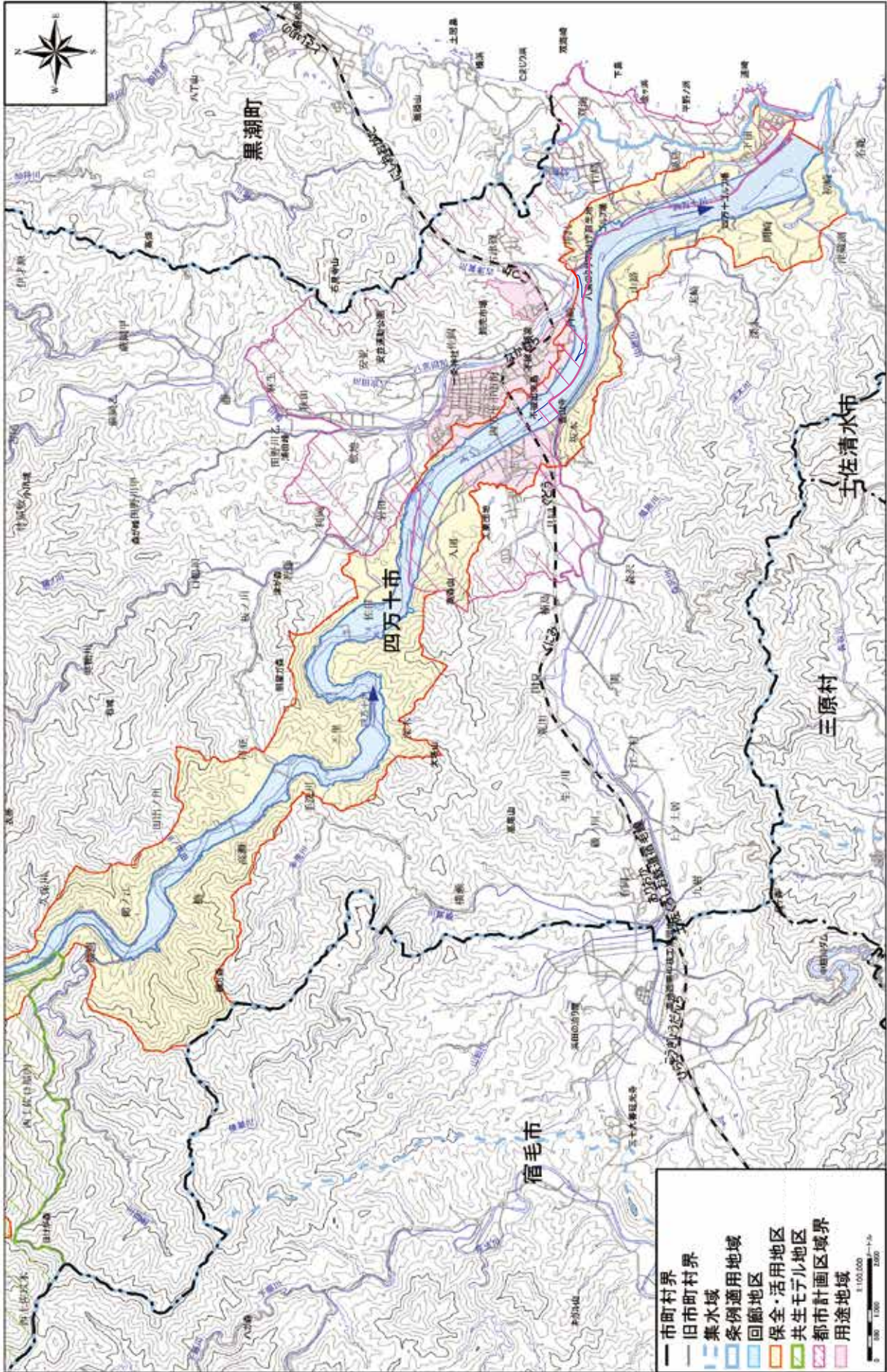
四万十町 (旧十和村)



四万十市 (旧西土佐村)



四万十市 (旧中村市)



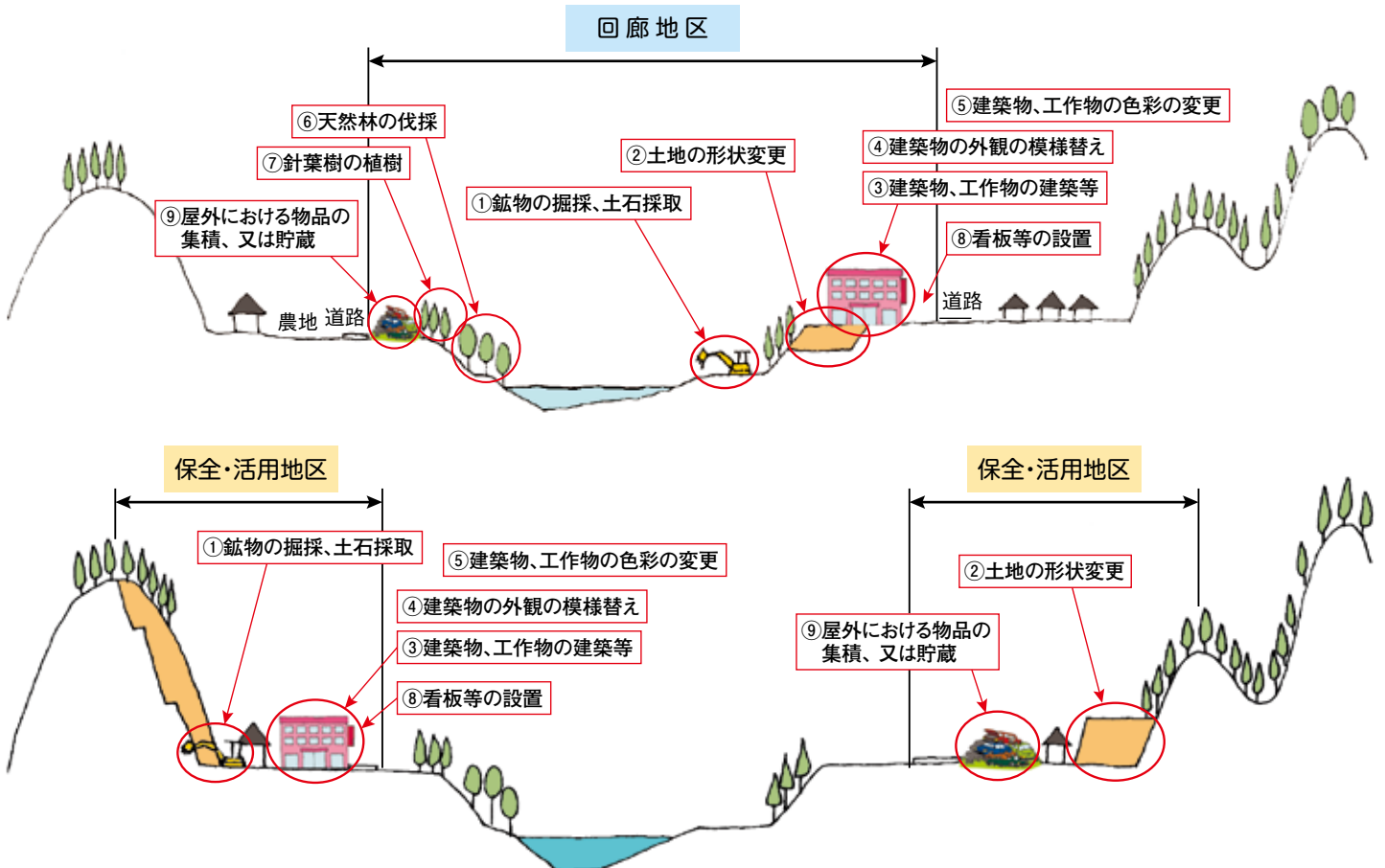
重点地域に関する手続き

重点地域内で行われる一定の行為については、四万十川条例では、許可等の事務を流域市町が行っています。市町の長の許可を受けなければ行為を行うことができません。

許可が必要な行為とその規模

行 為	地区別の行為の規模	
	回廊地区	保全・活用地区
① 鉱物の掘採、又は土石の採取	100㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの
② 土地の形状変更	100㎡以上(盛土1.0m、切土2.0mを超えるもの)	1,000㎡以上(盛土1.0m、切土2.0mを超えるもの)
③ 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去	建築物: 建築面積100㎡以上又は高さ10mを超えるもの 工作物: 築造面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	建築物: 建築面積100㎡以上又は高さ10mを超えるもの 工作物: 築造面積1,000㎡以上又は高さ5.0mを超えるもの
④ 建築物の外観の模様替え	行為面積の合計が10㎡以上のもの	行為面積の合計が10㎡以上のもの
⑤ 建築物、工作物の色彩の変更	行為面積の合計が10㎡以上のもの	行為面積の合計が10㎡以上のもの
⑥ 天然林の伐採	100㎡以上	—
⑦ 針葉樹(スギ及びヒノキに限る)の植樹	100㎡以上	—
⑧ 看板、広告板等の設置	1) *屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するもの。 ただし、以下のものは除く。 ・*高知県屋外広告物条例第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの ・自家用広告物等(自動販売機を除く)及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件にあっては、その縦及び横の長さがそれぞれ4m以下で、かつ、その表示面積が4㎡以下のもの 2) 自動販売機	
⑨ 屋外における物品(土石、廃棄物等)の集積、又は貯蔵	10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの

※高知県屋外広告物の手引きで確認すること



許可が不要な行為

- ①都市計画法に規定する用途地域で行う行為(四万十市)
- ②機能維持のために日常的、定期的に行う管理行為
- ③軽易な行為で、許可が必要な規模や日数を下回る行為
- ④自分の用途のために木竹を伐採する行為、宅地内で行う土石の採取、木竹を植樹する行為
- ⑤自宅又は自宅と店舗を兼用する住宅の場合で店舗部分が延べ床面積の1/2未満かつ100㎡未満のものを建築する行為
- ⑥住民が農・林・漁業を営むために行う次の行為
 - ・用途を変更しない農地の改変

- ・農道や林業経営のために附帯して行う行為や作業道を整備する行為
- ・支障木を伐採する行為
- ・その他
- ⑦非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑧学術研究、環境学習その他公益上の理由により知事が特に必要と認める行為
- ⑨公有水面埋立法、港湾法、河川法の規定による免許、許可、承認等の対象となる行為
- ⑩国、県、流域市町又は地方公共団体の組合が行う行為
- ⑪既に着手している行為
(平成18年9月30日までに着手していた行為)

手続きの流れ

許可申請窓口：中土佐町役場、梶原町役場、津野町役場西庁舎、四万十市役所、四万十町役場



重点地域における許可の基準

該当する行為ごとに、「生態系の保全」と「景観の保全」の項目について許可の基準を設けています。

行為	鉱物の掘採・又は土砂の採取		土地の形状変更		建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去				建築物の外観の模様替え		建築物・工作物の色彩の変更		天然林の伐採		針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹		看板、広告板等の設置		屋外における物品の集積又は貯蔵		
	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	
生態系の保全 (7項目)	①重要な動植物の保全	○	○	①重要な動植物の保全	○	○	①重要な動植物の保全	○	○	①重要な動植物の保全	○	○	①重要な動植物の保全	○	○	①重要な動植物の保全	○	○	①重要な動植物の保全	○	○
	②緩衝帯の配置	○	○	③振動・騒音の抑制	○	○	③振動・騒音の抑制	○	○	②緩衝帯の配置	○	○						⑦光害の抑制	○	○	
	③振動・騒音の抑制	○	○	④濁水対策	○	○	⑥し尿及び雑排水の処理	○	○	③振動・騒音の抑制	○	○									
	④濁水対策	○	○	⑤排水の計画	○	○	⑦光害の抑制	○	○	⑥し尿及び雑排水の処理	○	○									
	⑤排水の計画	○	○				⑦光害の抑制	○	○												
景観の保全 (21項目)	①裸地の遮蔽	○	○	②稜線の分断	○	○	②稜線の分断	○	○	②稜線の分断	○	○	⑤天然材の保全	○	○	⑦間伐の計画	○	○	⑧看板・広告板等の色彩	○	○
	②稜線の分断	○	○	④石垣の保全	○	○	⑧緑地の保全	○	○	⑧緑地の保全	○	○						⑩建築物の色彩	○	○	
	③盛土及び切土の高さ	○	○	⑤天然材の保全	○	○	⑨建築物の高さ、建蔽率	○	○	⑫工作物の高さ	○	○						⑬工作物の色彩	○	○	
	④石垣の保全	○	○	⑦自然景観の保全	○	○	⑩建築物の色彩	○	○	⑬工作物の色彩	○	○									
	⑤天然材の保全	○	○	⑧緑地の保全	○	○	⑪建築物の形態と素材	○	○	⑭電線路等の支持物の設置	○	○									
	⑥法面等の緑化	○	○				⑮跡地の整理	○	○	⑮跡地の整理	○	○									
							⑯跡地の整理	○	○												
							⑰跡地の整理	○	○												
							⑱附帯して行う行為	○	○	⑱附帯して行う行為	○	○									
							⑲附帯して行う行為	○	○	⑲附帯して行う行為	○	○									

○ 審査する項目 ◯ 適用除外項目

生態系の保全（7項目）

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地^{注1}でないこと。

注1)「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」を参照

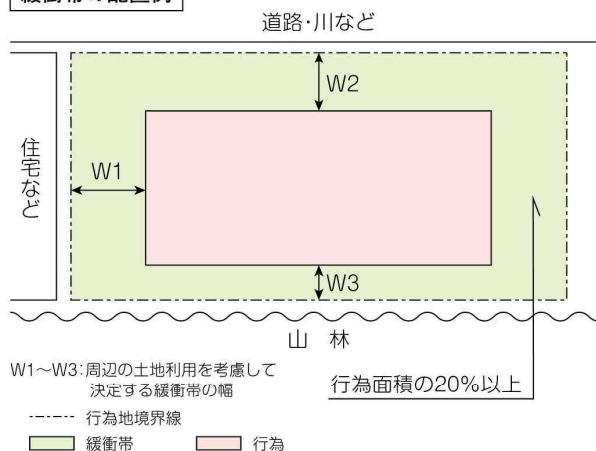
② 緩衝帯の配置

次に掲げる条件を満たしていること。

ア. 行為地（その出入口を除く）の境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、在来種の中高木の樹木による緩衝帯を配置すること。

イ. 緩衝帯の面積（投影面積）が行為面積の20%以上であること。

緩衝帯の配置例



③ 振動・騒音の抑制

工事中は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用やその他の方法により、振動及び騒音を抑制すること。

低騒音型建設機械の例



④ 濁水対策

次に掲げる条件を満たしていること。

ア. 行為に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末へ浸透櫛を設置するなど、濁水対策を講ずること。

イ. 採石法に基づき岩石を採取する場合は、資源エネルギー庁が作成した「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

沈砂池の設置イメージ



⑤ 排水の計画

行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。

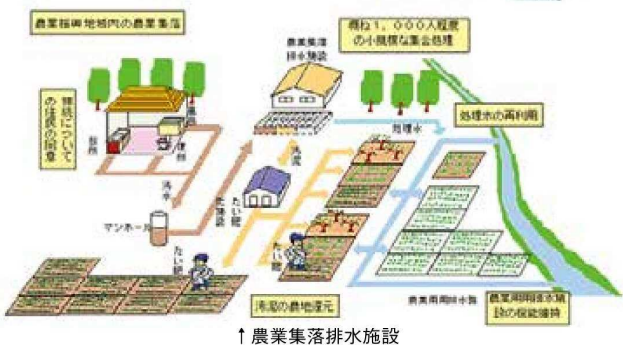
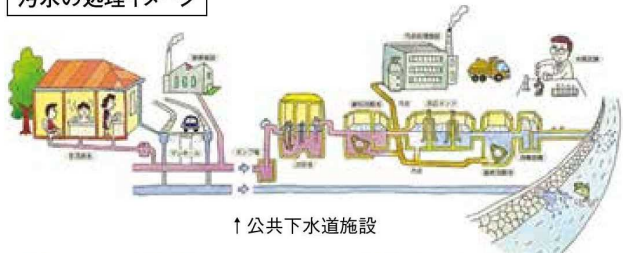
四季を通じて流水のある谷のイメージ



⑥ し尿及び雑排水の処理

し尿又は雑排水が生じる場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。

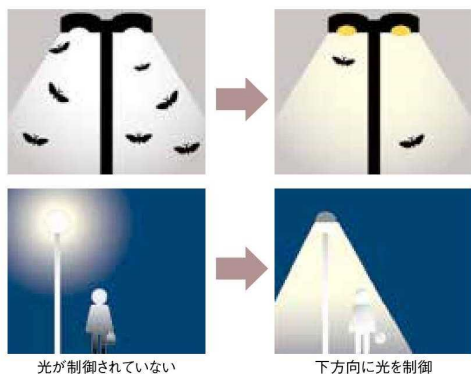
汚水の処理イメージ



⑦ 光害の抑制

屋外照明その他これに類するものを設置する場合（農作物の安定栽培や病害虫防除のために設置する場合は除く。）は、光害を抑制するため、光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

光害の抑制イメージ



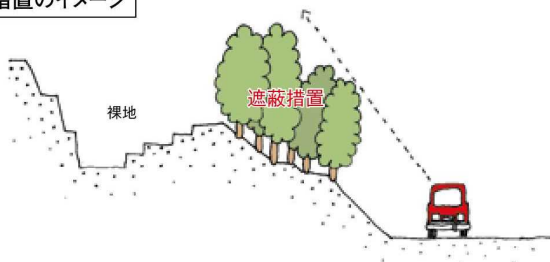
景観の保全(21項目)

① 裸地の遮蔽

行為地に、主要な眺望場所（四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道）から見える裸地が生じる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、在来種による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。

ただし、切土にあってこれにより難しい場合は、高さ100m程度ごとに法面の緑化を行うなど、長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。

遮蔽措置のイメージ



② 稜線の分断

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であって、知事が特に認める場合は、この限りでない。

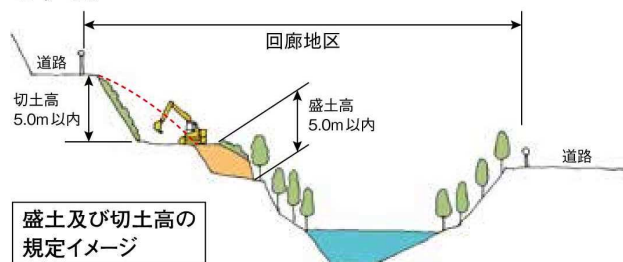
稜線を分析する行為のイメージ



③ 盛土及び切土の高さ

「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは、それぞれ5.0m以下であること。

なお、このときの高さは、行為地内における最大値とする。



④ 石垣の保全

行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、行為地内において材料として利用すること。

柵田の石垣を保全した例

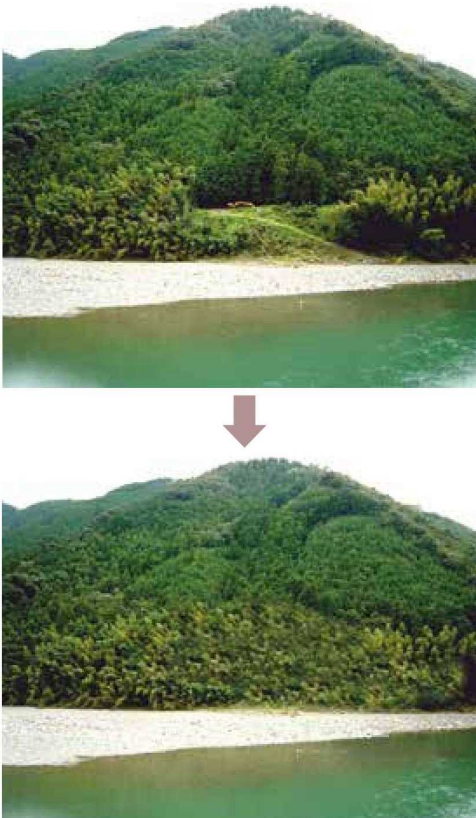


⑤ 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

- ア. 水辺の天然林は原則として保全すること。
- イ. 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

水辺の天然林の保全

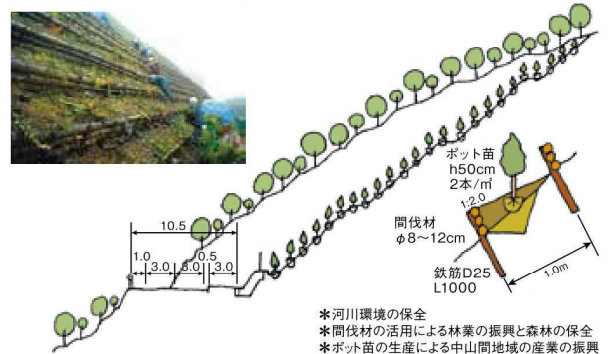


⑥ 法面等の緑化

行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、行為地に生じた盛土及び切土の法面は、裸地が生じないように次に掲げる方法により緑化すること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、資源エネルギー庁が作成した「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

- ア. 在来種の苗木による植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹付けること。
- イ. 法面の安定が確保できない場合は、コンクリート法枠などと上記アによる緑化を併用した工法とすること。

法面緑化のイメージ



*河川環境の保全
*間伐材の活用による林業の振興と森林の保全
*ポット苗の生産による中山間地域の産業の振興

⑦ 自然景観の保全

行為によって、自然景観が損なわれる場合は、次に掲げる方法により、緑化し、又は遮蔽すること。

- ア. 盛土及び切土の法面は、在来種の苗木による植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹付けること。
- イ. 盛土及び切土の法面の安定が確保できない場合は、コンクリート法枠等と、上記アによる緑化を併用した工法とすること。
- ウ. 「回廊地区」において、コンクリート、鋼材等による土地の嵩上げを行う場合は、自然石を用いたり、植栽等を施すことにより、自然の景観を保全すること。

⑧ 緑地の保全

行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。

緑地を配置した施設のイメージ

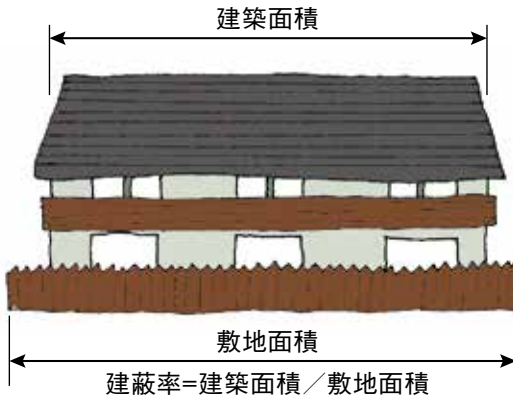


⑨ 建築物の高さ、建蔽率

次に掲げる条件を満たすこと。

重点地域	制限項目	建築物の高さ	建蔽率
回廊地区		13mを超えない	建築面積／敷地面積が60%以下
保全・活用地区		20mを超えない	制限は設けない

建蔽率のイメージ



⑩ 建築物の色彩

屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

四万十川流域の農山村風景



⑪ 建築物の形態と素材

屋根、外壁などの形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。

周辺と調和する建築物の例



従来のコンビニエンスストア



町並み景観と調和するコンビニエンスストアの事例

⑫ 工作物の高さ

「回廊地区」における工作物の高さは、次のとおりとする。

重点地域	制限項目	工作物の高さ
回廊地区		13mを超えない

⑬ 工作物の色彩

色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

⑭ 電線路等の支持物の設置

電線路等の支持物は、原則として「回廊地区」には設置しないこと。

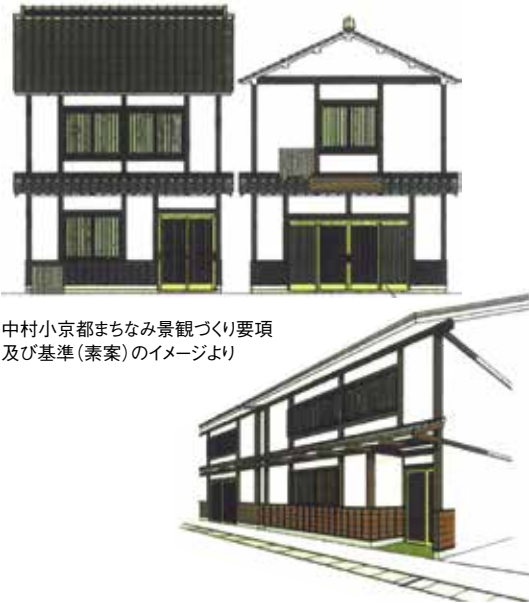
⑮ 跡地の整理

撤去の場合は、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。

⑩ 外観の模様替え

屋根、外壁などの形態及びこれらの素材が、周辺の景観と調和するものであること。

景観と調和する外観の模様替えのイメージ



⑪ 間伐の計画

下刈り及び間伐の計画書を提出し、適正な施業を行うこと。

ただし、森林法第11条に基づく森林施業計画の策定、または、森林施業の実施に関する市町との協定を締結して行う場合は、その写しを提出すること。

間伐が実施された針葉樹林のイメージ



⑫ 看板・広告板等の色彩

高知県屋外広告物条例第3条各号に掲げる「禁止地域等」以外の場所において、看板・広告板又は、自動販売機を「回廊地区」及び「保全・活用地区」に設置する場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア. 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、原則としてマンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
- イ. 蛍光色は、使用しないこと。

景観に配慮した看板の事例



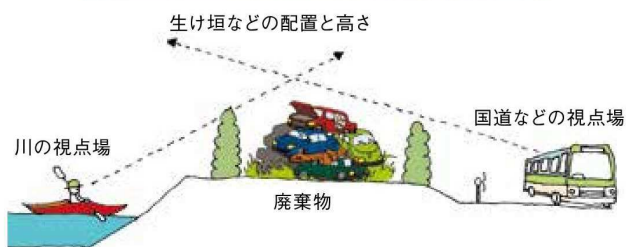
景観に配慮した自動販売機の事例



⑱ 物品の遮蔽

主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、在来種による植栽又は木柵等により、遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

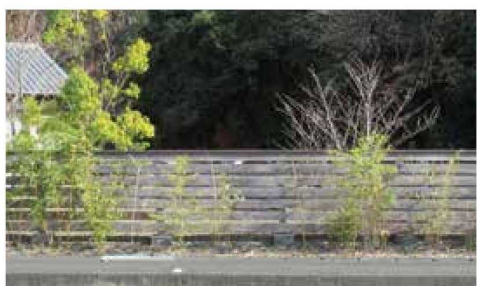
物品の遮蔽措置のイメージ



⑳ 太陽光発電施設の遮蔽

行為地が、主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により、遮蔽措置を講ずること。

周辺の景観と調和する遮蔽措置のイメージ



㉑ 附帯して行う行為

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア. 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ. 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、行為地内において材料として利用すること。
- ウ. 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

石材を活用した事例



高知県四万十川の保全と
流域の振興に関する基本条例

重点地域における 許可制度のあらまし

令和3年4月



お問い合わせ先／

高知県林業振興・環境部 自然共生課

〒780-8570

高知市丸ノ内1-7-52

TEL:088-821-4863

FAX:088-821-4530

E-mail:030701@pref.kochi.lg.jp

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>

